

再委託等の適正化に向けた検討について

1. 経緯

神奈川県個人情報保護条例では、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときには、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならないこととされている（第 13 条）。

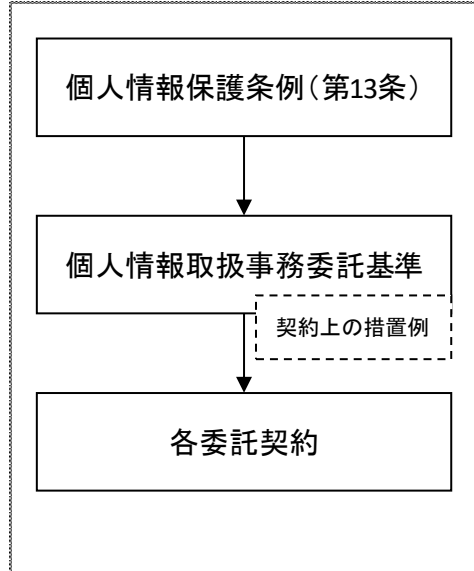
これを受けて、県では、神奈川県個人情報取扱事務委託基準（以下「委託基準」という。）により、受託者に対し個人情報保護のため必要とする措置を契約上義務付けるにあたっての基準を定めている。

実際の契約にあたっては、委託基準において定められている「契約上の措置例」を基に、受託者への契約上の義務付けを行うこととなるが、各所属で行

っている事務は多種多様であり、一律に措置を定めることは難しいことから、契約の実態に即して、適宜加除修正して、個人情報保護のための措置を講じていくこととされている。

令和 3 年 12 月の県議会における質疑の中で、県の委託事業の受託者や再委託・再々委託先における個人情報保護の取扱いについて、県が十分に把握できているのか等の課題提起や、県における委託事業に係る透明性・公平性を高めるための全庁的なルールづくりをするよう要望があった。

そのため、県では、庁内検討会を設置し、知事部局を対象とした再委託等に関する実態調査を実施して、各所属における契約状況等を把握した上で、適正化に向けた検討をすることとなった。



2. 実態調査の概要

調査対象： 知事部局における令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに支出負担行為を行った 250 万円以上の委託料のうち、細節「調査研究委託」及び「その他委託」とする。ただし、再委託等の事前確認方法が定められている工事系委託及び廃棄物等委託を除く。

調査項目： 再委託・再々委託の有無、契約における再委託・再々委託に係る事前承諾等の規定の有無、委託先・再委託先等の監督方法、その他

回答件数： 約 600 件（令和 4 年 4 月 21 日現在、現在精査中）

3. 実態調査の結果から把握できた課題（実態調査に係る数字は、令和4年4月21日現在）

（1）受託者等が再委託等を行う際の確認

委託基準に規定される契約上の措置例では、原則として再委託等をしてはならないこととされており、例外的に、再委託等の概要（再委託等を行う業務内容、取り扱う個人情報、再委託等が必要な理由、再委託等の相手方の監督方法等）を県に提出してその承諾を得た場合には、可能になるとされている。

今回の実態調査においては、回答のあった約 600 件中、個人情報の取扱いを伴うものが約 400 件あり、そのうち個人情報の取扱いの再委託をしているものが約 30 件あったところ、事前の承諾を得ていないものは約 10 件であった。

なお、個人情報の取扱いを再委託している約 30 件中、同取扱いの再々委託を行っているものが 1 件あったが、当該 1 件は県による事前承認を行っていた。

以上のことから、再委託に伴う手続きが十分に行われていない可能性があることが判明した。

（2）委託に伴い引き渡された個人情報等の返還・廃棄・消去の対応

委託基準に規定される契約上の措置例では、委託契約に伴い受託者に引き渡された個人情報等について、委託業務完了時に、県の指示に基づいて返還・廃棄・消去を行わなければならないこととされている。

今回の実態調査においては、回答のあった約 600 件中、個人情報の取扱いを伴うものが約 400 件あり、そのうち委託業務完了時の個人情報の返還・廃棄・消去について、対応が定まっていないものが約 30 件あり、返還・廃棄・消去についての県における対応が十分に定まっていない可能性があることが判明した。

4. 課題に係る対応の方向性

項番 3 に記載のある各課題については、どれも委託基準において規定がある事項に係るものであり、この基準が適切に運用されていれば防ぐことができるにもかかわらず、県の各所属における委託基準に関する理解が十分でなかったこと等により、本来必要とされる手続きなどが行われず、生じてしまったものと考えられる。

そのため、今後、全庁への注意喚起や、研修等を通じた意識の向上、不明な点に係る問合せ窓口の案内等を行い、各所属における委託基準等に関する理解を向上させることにより、再委託等の適正化を行っていきたいと考えている。